

港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考基準

1 基本的事項

港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者は、警備業法に基づく事業者であり、繁華街の生活安全対策や巡回指導業務等の豊富な実績とノウハウがあるとともに、仕様書に定められた実務経験者等の必要な人材を確保し、業務遂行体制を備えていること、**本業務の目的（客引き行為等の撲滅と違反行為者がいない繁華街の実現）を十分に理解し、新橋、六本木、赤坂、大門・浜松町、田町、品川地区における客引き行為等に関する現状と地域特性を把握したうえで、状況を改善させるための手法を明示し、確実に実施できる事業者**であることとします。

2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断（第一次審査及び第二次審査の点数を合計）し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者を2者程度決定します。

第一次審査結果は、令和7年2月13日（木）までに、提案書を提出した全ての事業者に文書で通知します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、第一次審査用企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。所要時間は、30分程度です。（説明15分、質疑15分程度）。

プレゼンテーションでは、パソコンを使用することが可能です。プロジェクター及びスクリーン（大画面ディスプレイ）は区で用意しますが、パソコンは各参加者が持参してください。また、スクリーンに投影する資料は、8部印刷して二次審査時にお持ちください。

第二次審査の際は、参加申込書で記載された担当者のほか、仕様書にある警備員指導教育責任者（同資格保有者）（各地区の責任者のうち1名）も同席してください。その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者に別途通知します。

ア 実施日時

令和7年2月26日（水）午前9時

イ 実施場所

港区役所

ウ 結果通知

令和7年3月4日（火）までに、第二次審査参加者全員に、文書で通知します。

エ 審査結果の公表

第一次審査及び二次審査の結果については、契約締結後、港区ホームページで公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

3 評価項目及び評価視点

(1) 第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
業務実績について	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行に必要な実績とノウハウを有しているか。
業務に対する理解度・取組姿勢について	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的や内容、目標を正確に理解しているか。 ・業務の目的を達成するために、どのような視点で業務に取り組む必要があるか理解しているか。 ・目標達成に向けた具体的改善など、意欲的に取り組む姿勢が見られるか。
人材の確保及び教育について	<p>①人材の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備員指導教育責任者及び指導員を確保する計画が適切かつ実現可能であるか。 ・急な欠員に対応できる体制が確立されているとともに適正な雇用形態であるか。 <p>②業務従事者への教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な教育のほか一般教養や接遇、スキルアップや事業の充実のために必要な体制が整っているか。 ・区民や来街者等から要望等を受けた際、丁寧な対応が全指導員から行われるような教育体制、要望等を適切に区へ報告される体制を整えているか。 ・豊富な経験を有した指導担当者による効果的な研修（目的・手法・内容）を実施し、指導員の質やモチベーションの向上など人材育成が期待できる提案がなされているか。
実施体制等について	<p>①安全対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を安全に履行する体制及び業務中の事故等防止対策が確立されているか。 <p>②区との連絡体制や緊急時の体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区からの指示事項等の把握及びそれらに基づく業務履行を適切に確認したり、速やかに区へ報告することが出来る体制・指揮系統の確立を視野に入れ、具体的なマニュアルやフローチャート等を作成しているか。 ・業務履行中に発生または発見・現認した事件、事故など緊急時の対応及び関係機関との連絡、連携体制の確立を視野に入れ、具体的なマニュアルやフローチャート等を作成しているか。 <p>③関連他業務との連携等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連他業務（港区青色防犯パトロール業務、みなとたばこルール巡回指導等業務等）との連携体制を考慮し、迷惑行為等の抑止・啓発等の共通事項に対応できる効果的で具体的な内容が提案されているか。 <p>④業務従事者間の連携や業務管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備員指導教育責任者から指導員への指示体制が整っているか。 ・適切な従事職員の配置を行うとともに、職員の管理を行う体制も整って

	<p>いるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務履行に対する勤務体制は適正であり、確実に業務を履行できる体制が整っているか。
客引き行為者等に対する効果的な指導方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・条例で違反行為とされている「客引き、客待ち、勧誘・勧誘待ち」等に対して具体的かつ効果的な指導方法が提案され、客引き行為者等が減少する提案がされているか。
港区の地域特性を踏まえた改善手法について	<p>①港区内各6地区における客引き行為等の地域特性の把握及び現状分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港区内各6地区における客引き行為等の状況や特徴を的確に把握し、分析しているか。 <p>【評価のポイント】①発生場所②発生時間帯③発生人数④業態等の特徴 ⑤客引き行為者等の特徴</p> <p>②新橋地区の状況改善に向けた具体的な手法及び期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新橋地区の現状を踏まえ、効果（客引き行為者等の減少）を期待できる実現可能な提案となっているか。 <p>③六本木地区の状況改善に向けた具体的な手法及び期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・六本木地区の現状を踏まえ、効果（客引き行為者等の減少）を期待できる実現可能な提案となっているか。 <p>④赤坂地区の状況改善に向けた具体的な手法及び期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤坂地区の現状を踏まえ、効果（客引き行為者等の減少）を期待できる実現可能な提案となっているか。 <p>⑤大門・浜松町地区、田町地区及び品川地区の状況改善に向けた具体的な手法及び期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大門・浜松町地区、田町地区及び品川地区の現状を踏まえ、効果（客引き行為者等の減少）を期待できる実現可能な提案となっているか。
事業の充実に向けた追加提案について	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの区の取り組みをさらに推進し、事業の目的を達成するため、先進的な提案や、新技術を用いた提案等がなされているか。 ・提案内容は、体制や経費等の面から本業務の目的を達成することが出来る実現性が高いものとなっているか。また、安定して継続的に運営ができるか。
見積額について	<ul style="list-style-type: none"> ・見積額は事業提案規模と照らし、適正・妥当な金額となっているか
地域貢献活動項目について	<ul style="list-style-type: none"> ・該当の有無

(2) 第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
業務の理解度・取組意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的（客引き行為等の撲滅と違反行為者がいない繁華街の実現）を理解した提案となっているか。 ・業務実施への積極的な意欲がみられ、柔軟性に富んだ誠実な遂行が期待できるか。
提案の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区の地域特性を的確に把握・分析し、課題を解決できる実現可能な提案となっているか。 ・区の客引き行為等の防止に関する条例を理解し、客引き・スカウト行為者等に対する書面指導を積極的に実施し、勧告・命令等を見据え、継続して客引き行為者等を減少・撲滅できる実現可能な提案となっているか。
提案の発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・区政運営の柱である「区民等との参画と協働」の推進、地元団体、関係機関や関連他業務等との協力関係の構築が期待できるか。 ・「安全で安心できる港区」の実現に向けた取組の更なる推進が期待できるか。 ・提案内容に新たな手法を取り入れるなど、事業者の創造性がうかがえるか。
理解・回答力	<ul style="list-style-type: none"> ・委員からの質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で、評価できる回答がなされたか。

4 基準点（最低ライン）

応募事業者が1者の場合であっても審査を行うこととし、第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点（加点項目を除きます。）の60%を基準点（最低ライン）として設定します。また、第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ2：1です。

5 地域貢献活動項目の評価と提出書類について

(1) 区内事業者優遇

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合：区内事業者優遇措置（事務局採点項目の配点5%加点）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

(1) 共同事業体構成書

(2) 共同事業体協定書兼委任状

(3) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・登録簿上、区内に本店を置き、営業する事業者（「港区の競争入札参加資格登録」を参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能。）
- ・港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者
（登録簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、または、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

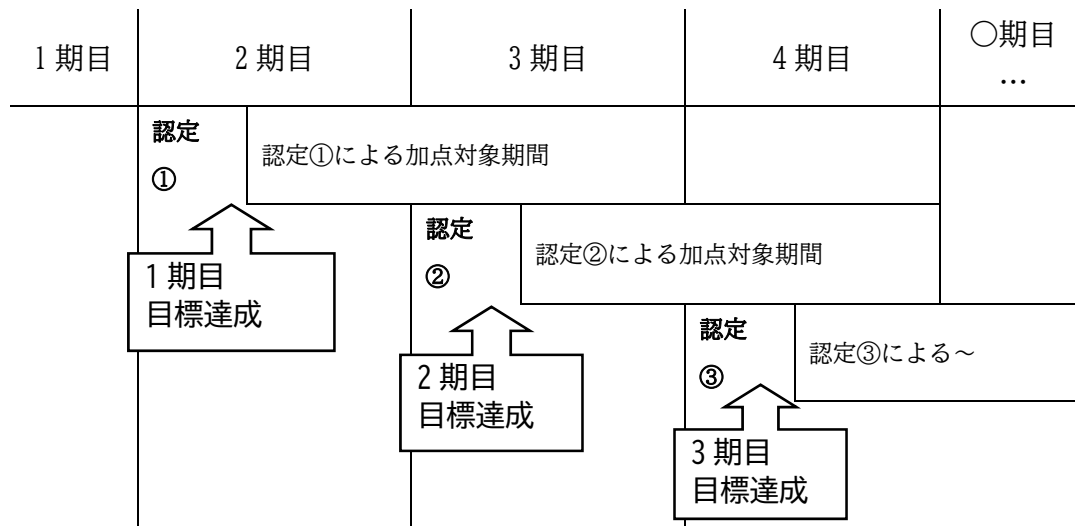
(2) ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。複数の認定を受けている場合には、いずれかについて評価対象とします。なお、小数点以下は切上げとします。評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（トライくるみん認定・くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



(3) 障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

(4) 環境配慮に対する評価

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考一次審査における必須加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ2以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上の認証に限る。)又は港区が認定する MINATO 再エネ 100 電力利用事業者の認定のうち、いずれかの認証又は認定を取得し、現在も登録をしている場合、通知書等の写しをご提出ください。

複数について認証又は認定を受けている場合、いずれかについて評価対象とします。

(5) 災害協定活動に対する評価

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

区と締結している協定書の写しをご提出ください。

6 募集方法および審査方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。
- (2) 令和6年12月24日(火)に、港区公式ホームページに公募記事を掲載します。
- (3) 令和7年1月27日(月)正午をプロポーザル参加表明書・企画提案書等の提出期限とします。締め切り後、参加表明事業者から提出された企画提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。

(4) 審査は、第一次審査、第二次審査を行います。第一次審査では、提出された企画提案書等に基づき、上記3(1)記載の評価項目等について評価をします。

なお、応募事業者が多数のときは、第一次審査で合計点数の高い2者程度を選考します。第二次審査では、事業者によるプレゼンテーションを行い、企画・提案の詳細についての説明を受けた後、上記3(2)記載の評価項目等について評価を行い、1者を選考します。

7 審査結果の公表等

(1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。

(2) 審査結果は全参加事業者に文書で通知します。

(3) 第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、令和7年4月1日(火)以降に港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。